

能代市地域防災計画素案に対する意見について

第1編 第1章 第6節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

箇所	意見	事務局対応案
p. 13	(提出機関：東北農政局秋田地域センター) 「機関の名称」欄 機関名の修正 東北農政局 秋田農政事務所（地域第1課） ↓ 東北農政局 秋田地域センター	ご指摘のとおり修正します。
p. 13	(提出機関：国土交通省能代河川国道事務所) 「東北地方整備局能代河川国道事務所」の「処理すべき事務又は業務の大綱」について整理 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること ↓ 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに応急対策、災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達に関すること	ご指摘のとおり修正します。
p. 15	(提出機関：東日本電信電話株式会社宮城事業部秋田支店) 「機関の名称」欄 機関名の修正 東日本電信電話株式会社 秋田支店 ↓ 東日本電信電話株式会社 宮城事業部 秋田支店	ご指摘のとおり修正します。

第2編 第2章 第1節 防災知識の普及啓発

箇所	意見	事務局対応案
p. 36	(提出機関：山本地域振興局) 「第4 市民に対する防災知識の普及」「1 現況」について、雪害予防に関するものの中に、「秋田県雪害事故防止週間」を追加してはどうか。 ※期間は1月下旬～2月上旬の一週間	ご指摘のとおり追加します。

第2編 第2章 第2節 自主防災組織等の育成

箇所	意見	事務局対応案
p. 41	<p>(提出者：秋田県立大学木材高度加工研究所 渡辺千明准教授)</p> <p>「第2 地域住民等の自主防災組織」中、高齢化や過疎化により、自治会や町内会を基本とする組織づくり（及び現状組織の維持）は今後、一層、困難になると考えられる。素案の目次には適当と思われるところが見当たらないが、人口減少社会を踏まえたグランドデザイン、集住の誘導等による災害に強いまちづくりに関する記載が必要ではないか。</p>	<p>人口減少対策については現在、能代市人口減少問題庁内検討会議を立ち上げ検討を進めているところです。</p> <p>地域防災計画においては、素案 p. 4、第1編第1章第4節「計画の推進」に、「少子高齢・人口減少社会に対応した災害に強い地域づくりを推進する。」との文言を追加します。</p>

第2編 第2章 第5節 安全避難の環境整備 (第3編 第2章 第6節 安全避難の環境整備)

箇所	意見	事務局対応案
p. 50 (p. 385)	<p>(提出者：上町自治会 能登祐子会長)</p> <p>【用語の定義】について、要配慮者～避難行動の分類の周知を分かりやすく明記して欲しい。</p>	<p>防災に関する知識の周知については、「第2編第2章第1節 防災知識の普及啓発」に記載しております。今後、防災に関する啓発活動や自主防災組織の育成、地域ごとの避難計画策定の支援等の際に、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
p. 57 (p. 392)	<p>(提出者：秋田県立大学木材高度加工研究所 渡辺千明准教授)</p> <p>「第4 避難生活等」「4 女性の視点から捉えた避難者対策」中、</p> <p>(5)女性消防団員の拡充に努め・・・とあるが、現実的にはそれだけでは十分ではない。NPO等各種団体と連携しながら対応するといった記載も必要ではないか。</p>	<p>「(5)女性消防団員の拡充や、NPO等各種団体との連携強化に努め、女性避難者への支援を行う。」と修正します。</p>
	<p>(提出者：上町自治会 能登祐子会長)</p> <p>「4 女性の視点から捉えた避難者対策」</p> <p>「5 避難所運営マニュアルの周知」について、能代市男女共同参画推進委員会で2年をかけて作成した「提言書」を活かして欲しい。</p>	<p>今回の地域防災計画見直しにあたっては、留意事項として「多様な主体の参画による地域防災力の向上を目指す」こととしており、素案にも男女共同参画など多様な視点から捉えた防災対策を盛り込んでおります。今後、計画を実行していく際には、能代市男女共同参画推進委員会の提言書も参考に防災対策を推進して参ります。</p>

第2編 第2章 第9節 水害予防

箇所	意見	事務局対応案
p. 70	<p>(提出者：秋田県立大学木材高度加工研究所 渡辺千明准教授)</p> <p>「第2 河川等水害対策」中、 「2 対策」か「3 洪水ハザードマップ等 の周知・徹底」の部分に、タイムライン（事 前防災行動計画）の策定や活用に関する記載 が必要ではないか。 ※第2編第2章第1節 防災知識の普及啓発 の各対象にも関る。第17節 雪害にも該当す る。</p>	<p>「2 対策」に、「(11) 河川管理者と協議し、 タイムライン（事前防災行動計画）の策定・ 活用及び市民への周知について検討する。」と 追加します。</p> <p>雪害については、素案 p. 165 第2編第3章第 1節 災害応急活動体制に、積雪深により豪 雪対策本部等を設置する旨を記載しておりま す。</p>

第2編 第2章 第26節 相互応援体制の整備等

箇所	意見	事務局対応案
p. 135	<p>(提出者：秋田県立大学木材高度加工研究所 渡辺千明准教授)</p> <p>東日本大震災後、多くの自治体は支援経験を ふまえて防災計画やマニュアルの見直しを行 っている。整備するだけでなく、派遣や受 け入れ経験を踏まえて「見直し、整備する」 といった記載が必要ではないか。</p>	<p>見直し、整備については、「第2 相互応援体 制の確立」「2 対策」「(1) 協定の締結」に、 「より具体的、実践的なものとするよう常に 見直しを図っていく。」こととして計画素案に 記載しております。</p>

第2編 第3章 第23節 危険物等積載運搬車両の事故対策

箇所	意見	事務局対応案
p. 311	<p>(提出機関：能代警察署)</p> <p>「第2 漏洩物質の防除措置」について、 4 県警察本部 (1) 交通規制を実施する。 (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。 (3) 市民の避難、誘導を実施する。 とあるが、いずれの措置も「警察本部」では なく「警察署長又は警察官」が行う内容であ るから、「4 県警察本部」を「4 警察」と してはいかがか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

第3編 第1章 第6節 地震被害想定

箇所	意見	事務局対応案
p. 370	<p>(提出者：秋田県立大学木材高度加工研究所 渡辺千明准教授)</p> <p>「第2 活用に当たっての留意事項」 (県地域防災計画と同じなので県に聞いたほうが良いのかも知れませんが、) 留意事項を受けてどう判断して、予防計画ではどう反映されているのかが分かりにくい。</p>	<p>県は、平成25年8月に発表した「秋田県地震被害想定調査結果報告」の中で、活用に当たっての留意事項として「将来発生する地震を予測したものではないこと」「実際に発生する被害量を予測したものではないこと」「各想定地震の発生確率は検討していないこと」の3点を上げています。</p> <p>これを受け、今回の能代市地域防災計画見直しにおいては、海域地震については日本海中部地震の震源域に相当する「海域A」、陸域地震については「能代断層帯」を震源とする地震を想定し、防災対策を進めることとしております。</p>

第3編 第2章 第25節 積雪期の地震災害予防

箇所	意見	事務局対応案
p. 429	<p>(提出機関：市都市整備部)</p> <p>「第4 雪に強いまちづくりの推進」中、 「積雪厳寒期には、積雪や凍結等により消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努める。」とあるが、現在、消火栓周辺の除排雪を実施していることから「消火栓に目印を設置し、周囲の除排雪に努めるものとする。」等の表現にしてはどうか。</p>	<p>「積雪厳寒期には、積雪や凍結等により消防水利の確保に困難をきたすことが想定されるため、市及び防災関係機関は、消火栓周辺の除雪等、消防水利の適正管理に努めるとともに、積雪期に対応した消防水利の整備について検討する。」と修正します。</p>

※その他、誤字・脱字や字句の整理等についてご指摘をいただいておりますので、必要な修正を行います。